

平成25年度太陽光発電促進付加金の適用に関する申請について

平成25年2月26日
北陸電力株式会社

当社は、「太陽光発電の余剰電力買取制度」にもとづき、平成25年度の太陽光発電促進付加金単価を算定し、本日(2月26日)、経済産業大臣に対し太陽光発電促進付加金の適用に関する申請を行いました。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」にもとづく平成25年4月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価についても、経済産業大臣により決定されましたのでお知らせします。

太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気のご使用量に応じて全てのお客さまにご負担いただくものです。

平成25年度の太陽光発電促進付加金単価については、経済産業省告示にもとづき、4月分は平成24年度単価を据え置き、平成25年5月分から平成26年3月分は、平成24年1月から6月の買取費用等により算定しております。

適用期間	太陽光発電促進付加金単価 (従量制の場合・消費税等相当額込み)
平成25年4月分 ¹	4銭/kWh
平成25年5月分から平成26年3月分 ²	1銭/kWh

上記の単価は高圧・特別高圧供給のお客さまにも適用させていただきます。

- 1 低圧供給の場合は、平成25年4月分
(平成25年3月の検針日～平成25年4月の検針日の前日までのご使用分)
高圧・特別高圧供給の場合は、平成25年4月1日～平成25年4月30日までのご使用分
- 2 低圧供給の場合は、平成25年5月分～平成26年3月分
(平成25年4月の検針日～平成26年3月の検針日の前日までのご使用分)
高圧・特別高圧供給の場合は、平成25年5月1日～平成26年3月31日までのご使用分

なお、託送供給約款についても、本日、経済産業大臣に対し、平成25年度太陽光発電促進付加金の適用に関する申請を行っております。

また、平成25年4月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣により下記の通り決定されました。

適用期間	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (従量制の場合・消費税等相当額込み)
平成25年4月分 ¹	22銭/kWh

上記の単価は高圧・特別高圧供給のお客さまにも適用させていただきます。

1 低圧供給の場合は、平成25年4月分

(平成25年3月の検針日～平成25年4月の検針日の前日までのご使用分)

高圧・特別高圧供給の場合は、平成25年4月1日～平成25年4月30日までのご使用分

平成25年5月分以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、経済産業大臣により決定され次第、あらためてお知らせいたします。

(参考1) お客さまのご負担

従量電灯の平均的なモデル(300kWhご使用)の場合、太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担は1か月あたり下記のとおりとなります。

(消費税等相当額込み)

適用期間	太陽光発電促進付加金	再生可能エネルギー発電促進賦課金
平成25年4月分 ¹	12円	66円
平成25年5月分から 平成26年3月分 ²	3円	未定

1 低圧供給の場合は、平成25年4月分

(平成25年3月の検針日～平成25年4月の検針日の前日までのご使用分)

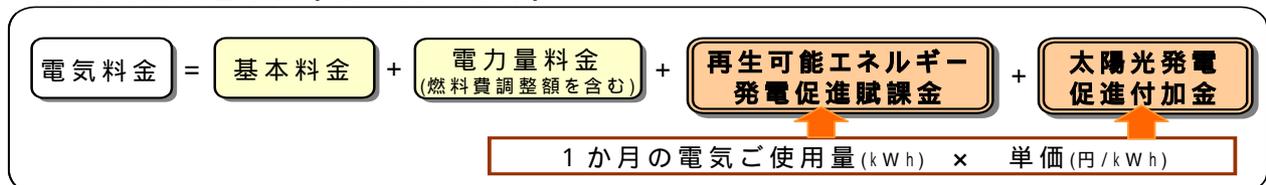
高圧・特別高圧供給の場合は、平成25年4月1日～平成25年4月30日までのご使用分

2 低圧供給の場合は、平成25年5月分～平成26年3月分

(平成25年4月の検針日～平成26年3月の検針日の前日までのご使用分)

高圧・特別高圧供給の場合は、平成25年5月1日～平成26年3月31日までのご使用分

電気料金算定方法(従量制の場合)



(参考2) 平成24年度の単価

太陽光発電促進付加金単価 4銭/kWh

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 22銭/kWh

以上